

◎新潟県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市伊達甲173番から	新	20.0～26.6メートル	33.2メートル
同市伊達甲174番1まで	旧	20.0～27.6メートル	33.2メートル

備考 路線の重用

一部区間県道当間土市停車場線と重用